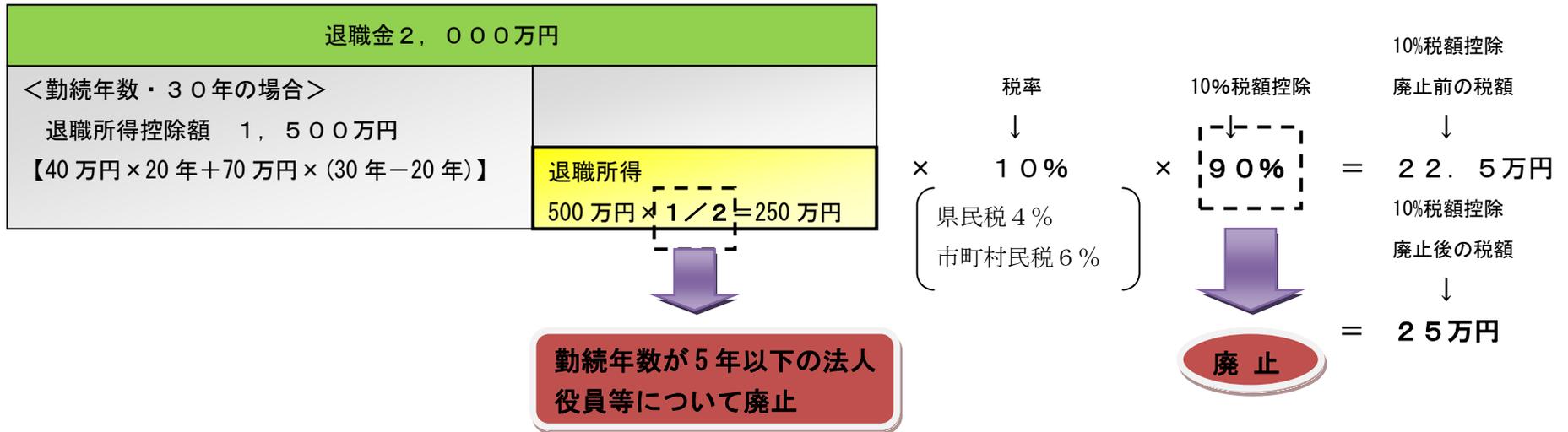


平成25年1月1日以降に支払われる退職所得に係る個人住民税（市町村民税及び県民税）について、次のとおり制度改正が実施されます。

- ① 退職所得の課税の特例のうち、税額の10分の1に相当する金額を控除する特例が廃止されます（個人住民税のみ）。
- ② 勤続年数が5年以下の法人役員等の退職所得については、2分の1課税が廃止されます（所得税と同様）。
 - (1) 法人税法第2条第15号に規定する役員（法人の取締役等）
 - (2) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
 - (3) 国家公務員及び地方公務員

<計算例>



※ 詳しくは、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。